

さがみの水

今年10月、18年ぶりに
水道料金を改定します
ご協力をお願いします

水道料金モデルケース(1か月・税込み)

単身世帯



使用水量 4m³~8m³

令和6年10月~

930円~1,014円

▲
現行料金

781円

3人世帯



使用水量 20m³

令和6年10月~

2,988円

▲
現行料金

2,509円

4人世帯



使用水量 23m³

令和6年10月~

3,678円

▲
現行料金

3,076円

令和6年・7年・8年と
3段階で水道料金を改定します。

※イラストは一例です。使用水量等によって金額は異なります。

※現行料金と比較した場合の平均改定率として、令和6年10月から16%、令和7年10月から19%、令和8年10月から22%の改定となります。

古くなった水道管の取り替え

~将来も安全で安心な水道水をお届けするために~

神

奈川県営水道では、水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震に備えた水道施設整備等を着実に進めるため、料金体系や料金水準等について見直しを行います。これからも安全に、安心してお使いいただける水道水を皆さまのもとへお届けするために、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

料金改定に関する



Q1

どうして水道料金を値上げするの？

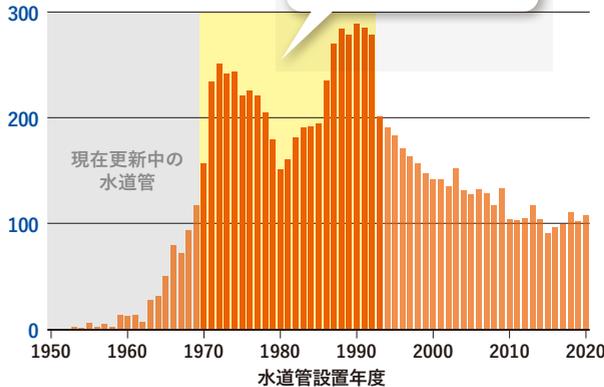
多くの水道管が更新時期を迎える一方で、水道料金収入が減少しています。

県内人口が大幅に増加した時期(1970～1990年ごろ)に整備した大量の水道管の老朽化が進む中であって、今後30年以内に震度6強以上の地震が発生する確率は70%と想定されており、災害や事故に強い水道づくりが急務となっています。そこで、県営水道では、災害時の被害を最小限に抑えるため、

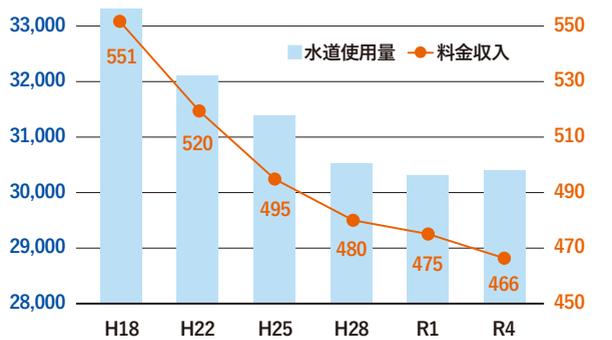
「断水戸数の減少」や「復旧日数の短縮」に着目して「戦略的な管路整備」を進めていくこととしましたが、そのためには多額の費用が必要となります。一方、県営水道の経営状況は、平成18年以降、料金を改定せず全国的にも安い水準を維持してきたものの、水道使用量の減少により、収入が大幅に減少し、このままでは令和6年度中に資金残高が不足することが見込まれます。こうしたことから、料金の改定を行うことにしました。

水道管の年度別設置延長

水道管延長(km)



水道使用量と料金収入の推移 (万m³)



Q2

税金や借入金で どうにかならないの？

皆さまからお支払いいただく水道料金により支えられています。

水道事業は法律に基づき、「独立採算制」で運営しており、必要な経費は税金ではなく、皆さまにお支払いいただいている水道料金を主な財源としています。また、水道施設の更新には多額の費用が必要となるため、財源の一部に借入金を活用していますが、県営水道の借入金への依存度は全国的に見ても高い状況にあるため、将来世代に大きな負担を残すことのないように、借入金の割合を抑えていく必要があります。



Q3

料金体系は どのような見直しをするの？

水道管の大きさに応じた負担とするため、口径別料金体系に転換します。

これまでの料金体系の問題点として、水道管等の維持管理にかかる固定的な支出を、固定的な収入である「基本料金」で賄えていないというアンバランスな収支構造や、「基本料金」を一律としてきたことで維持管理費用に合った料金となっていなかったことが挙げられます。水道は、水道管の大きさ(口径)によって一度に受け取れる水の量が変わり、その量に比例して水道管の維持管理費用は大きくなるため、これからは、口径に応じた「基本料金」をご負担いただく口径別料金体系に転換することになりました。

具体的な改定内容については、4面に掲載しています。

戦略的な管路整備

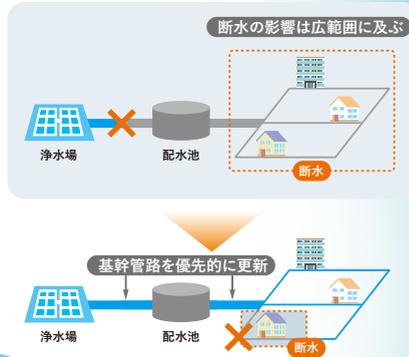
こ れまでも計画的に水道管の更新を進めてきましたが、今後、県内人口が大幅に増加した時期に整備した水道管が一齐に更新時期を迎えることから、施設整備を効果的、効率的に進めていくことが求められます。そこで、地震発災時の断水被害をより少なく、復旧までの時間をより短くできるよう、広域にまたがる基幹管路などを優先的に整備、更新する「戦略的な管路整備」に取り組み、30年後には基幹管路の耐震適合率を100%とすることを目標とします。

大地震があっても… ※30年後に予想される効果(R2年度との比較)

断水戸数 9割縮減
(80万戸 ⇒ 11万戸)

復旧日数 6割短縮
(48日 ⇒ 18日)

戦略的な管路整備のイメージ

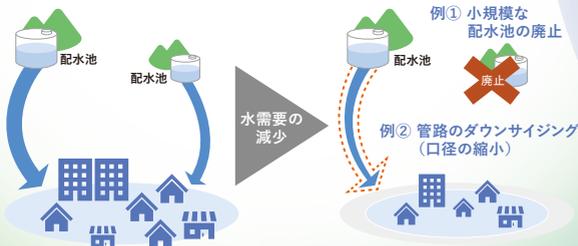


これからの 県営水道の 取り組み

水需要に合わせた 適正化・効率化

人 口減少社会の進展に伴い、今後も減少が見込まれる水需要に合わせて、水道管を更新する際に口径を縮小(適正化)させるダウンサイジングや、小規模な配水池の統廃合を進め、更新費用の縮減や維持管理の省力化を図ります。また、水源を同じくする県内水道事業者との広域的な連携に取り組むことで、これまで以上に効率的な事業運営を進めていきます。

施設規模適正化のイメージ



水道料金の 定期的な検証

平 成18年以降、長期間料金改定を行ってこなかったことが、今回の大きな改定率となった一因であることを踏まえ、今後は3年から5年程度で定期的に検証を行います。

DX※などによる 業務改善

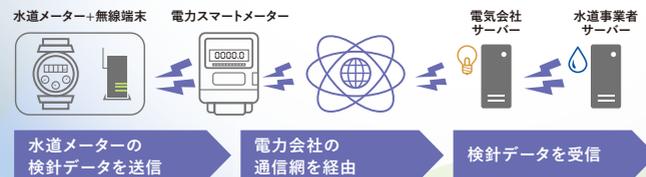
※デジタルトランスフォーメーション

利 便性向上のためのDX]では、給水装置工事の申請手続をオンライン化することで窓口への来所を不要とし、工事業者等の皆さまに利便さを実感していただけるようにサービス向上を図ります。

「施設管理のためのDX]では、ウェアラブルカメラを活用した保守管理の遠隔化等により現場業務の効率化を図るとともに、内視鏡カメラにより水道管の漏水を早期に発見する研究等を進めることにより、施設の強靱化と長寿命化を目指します。また、水道メーターの検針業務の効率化や、人口減少に伴って今後想定される担い手不足に対応するため、水道スマートメーターの導入に向けた検証及び試行を実施していきます。

スマートメーターの導入検証のイメージ

電力スマートメーターの通信網を利用した共同検針の場合



令和6年度から5年間の
具体的な事業計画を定めています。

このページでは、主な取組内容をご紹介しましたが、
詳細は、ホームページをご覧ください。

神奈川県営水道事業経営計画 検索



主な水道料金改定内容

現行水道料金表(1か月・税抜き)(用途別)

～令和6年9月30日

用途区分	基本料金 8m ³	従量料金(1m ³ につき)								
		9~15m ³	16~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~300m ³	301~1,000m ³	1,001~10,000m ³	10,001m ³ ~
家事用	710円	128円	135円	172円	237円	294円				
業務用		201円				221円	280円	337円	394円	436円
浴場用		57円								
一時用		1,249円	589円							

新水道料金表(1か月・税抜き)(口径別)

令和6年10月1日～ **平均改定率 16%** ※各平均改定率は、現行料金比較となります。

口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)									
		5~8m ³	9~15m ³	16~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~300m ³	301~1,000m ³	1,001m ³ ~	
13~25mm	846円	基本水量4m ³ 19円	145円	156円	209円	271円	295円	321円	348円	440円 ※1	
30mm	1,236円	基本水量10m ³		209円	271円						
40mm	5,704円	基本水量30m ³									
50mm	10,934円	基本水量50m ³									
75mm	25,682円	基本水量100m ³									
100mm	42,814円	基本水量150m ³									
150mm	113,242円	基本水量350m ³									
200mm	185,846円	基本水量500m ³									
250mm	300,116円	基本水量800m ³									
300mm	464,950円	基本水量1,200m ³									

※1 老人ホーム等の家事用使用者の場合は348円



公衆浴場用	846円	基本水量4m ³ 19円	57円
-------	------	-------------------------	-----

平均改定率**19%**と**22%**の料金表は、**16%**の表の金額部分を下の表の金額に置き換えたものになるよ。

▼ 基本料金

口径	基本料金	
	令和7年10月1日～ 平均改定率 19%	令和8年10月1日～ 平均改定率 22%
13~25mm	868円	890円
30mm	1,268円	1,300円
40mm	5,852円	6,000円
50mm	11,216円	11,500円
75mm	26,346円	27,010円
100mm	43,922円	45,030円
150mm	116,170円	119,100円
200mm	190,654円	195,460円
250mm	307,878円	315,640円
300mm	476,974円	489,000円
公衆浴場用	868円	890円

▼ 従量料金

従量料金(1m ³ につき)	5~8m ³	9~15m ³	16~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~300m ³	301~1,000m ³	1,001m ³ ~	公衆浴場用	
	5~8m ³	9~15m ³	16~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~300m ³	301~1,000m ³	1,001m ³ ~	5~8m ³	9m ³ ~
令和7年10月1日～ 平均改定率 19%	20円	149円	160円	215円	278円	302円	330円	357円	452円 ^{※2}	20円	57円
令和8年10月1日～ 平均改定率 22%	20円	153円	164円	220円	285円	310円	338円	366円	463円 ^{※3}	20円	57円

※2 老人ホーム等の家事用使用者の場合は357円
※3 老人ホーム等の家事用使用者の場合は366円

改定時の料金計算

9月30日以前の使用水量の請求分は旧料金を適用し、10月1日以降の使用水量の請求分は新料金を適用します。

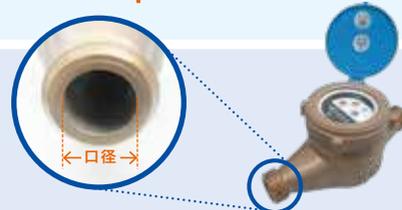
※10月1日をまたぐ期間の請求分については、10月1日を起点に新旧料金適用期間の使用水量を日割りで計算します。

料金改定 10/1

検計月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月	旧料金	旧料金	新料金	新料金	新料金	新料金
奇数月	旧料金	旧料金	新料金	新料金	新料金	新料金

口径とは・・・

水道管の口径とは、水道メーターの口径(内径)のことを指します。(右の写真参照)



水道使用量のお知らせの見方

▶ 使用水量

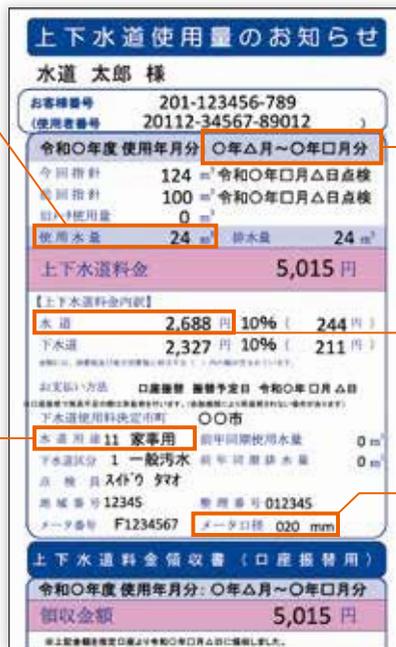
前回点検日から今回点検日までの期間の使用水量を表示しています。
※単位は立方メートル (=1,000 リットル)

用途は合っているかな？



▶ 水道用途

「家用」「営業用」「工業用」などの用途を表示しています。



▶ 使用年月

一般的には使用期間2か月分となります。

※「0年△月~0年□月」ではなく「0年△月」のみの表示の場合は1か月料金です。

▶ 水道料金

使用水量に応じた水道料金を表示しています。

※下段の下水道使用料と合わせて請求します。

▶ メータ口径

お使いの水道メータの大きさ(口径)を表示しています。

水道料金計算

水道料金の計算ツールは、「【特設サイト】水道料金の改定」のページに掲載していますのでご利用ください。



神奈川県営水道 特設サイト 検索

自分が使っている水道メータの大きさ(口径)を確認してね。



水道料金減免制度は続きます

県営水道では、下記の世帯や施設を対象に、お客さまの申請に基づき水道料金を減免しています。

▶ 世帯を対象とする減免

減免対象	減免内容
児童扶養手当受給世帯	口径25mm以下の基本料金と1か月当たり使用水量8m ³ までの分に係る従量料金との合計額及び消費税相当額を加えた額
特別児童扶養手当受給世帯	
遺族基礎年金受給世帯	
知的障害者世帯 最重度(A1)又は重度(A2)の方がいる世帯	
身体障害者世帯 1級又は2級の方がいる世帯	
精神障害者世帯 1級の方がいる世帯	
要介護者世帯 要介護4又は要介護5の方がいる世帯	
重複障害者世帯 同一の方で、次の2つ以上に該当する方がいる世帯 ・知的障害が中程度(B1又はB2)の方 ・身体障害が3級の方 ・精神障害が2級の方	

※口径30mm以上の場合も上記の「減免内容」が適用されます。

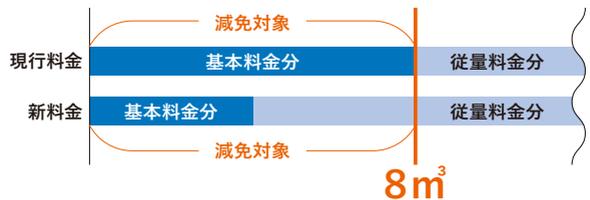
▶ 施設を対象とする減免

減免対象	減免内容
障害者就労施設	算定した水道料金の20%を減免
障害者グループホーム	

基本水量を4m³に見直し後も8m³までの使用分を減免します

「世帯を対象とする減免」は、基本料金相当分を減額していますが、口径13~25mmの基本水量を1か月8m³から4m³に変更することにより、5m³以上お使いの方に影響が生じるため、当面は8m³までの使用水量分の減額を継続します。

【使用水量】



申請方法等については、水道料金の減免制度のホームページをご覧ください。引越し等により水道を使う場所が変わった場合は、改めて申請が必要です。

神奈川県営水道 減免制度 検索



改定に関するお問い合わせは

● 料金改定専用ダイヤル

☎0570-032132

※横浜市、川崎市、横須賀市等は除く

県営水道の災害対策

県営水道では、水道施設の耐震化だけでなく、様々な災害への備えをしています。

飲料水の確保

1人当たり約120リットルの水を、37か所の災害用指定配水池に蓄えて、市や町の応急給水活動を支援します。また、隣接する市や町と共同で、相互に水道水を融通できる緊急連絡管を整備しています。

災害対策訓練

災害が発生した時に、すぐに対応できるよう年4回の災害対策訓練のほか、市や町とも応急給水などの合同訓練を実施しています。

早期の復旧

水道施設が被害を受けた場合に一刻も早く修理が出来るように、災害用備蓄倉庫に修理に必要な材料を確保しています。また、資材提供に係る協定を結んでいる工事業者と連携し、早期復旧を図ります。

支援活動

災害時には、公益社団法人日本水道協会のネットワークにより全国の水道事業者が連携し被災地支援を実施します。

令和6年能登半島地震での支援活動

令和6年能登半島地震においても、応急給水、漏水調査及び応急復旧工事などの支援を実施しました。



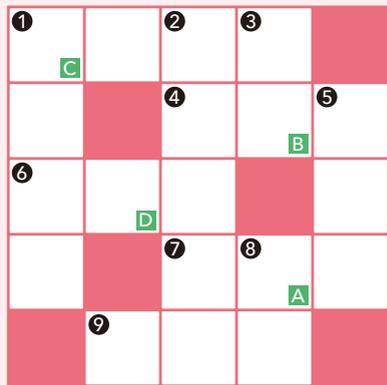
応急給水の様子



応急復旧工事の様子

PRESENT QUIZ プレゼントクイズ

クロスワードを解いてA~Dの文字を順に並べてできる言葉をお答えください。



ヨコのカギ

- 「本」と「書物」など異なる表記でも、意味が同じである語のこと。
- 暗くした部屋で巨大なスクリーンに映し出して見る映像。シネマ、ムービーとも呼ぶ。
- 2人以上で息ぴったりな様子。「〇〇〇の呼吸」
- 2で割り切れない整数のこと。
- 品格があって礼儀正しい男子のこと。英語で「ジェントルマン」と呼ばれる。

タテのカギ

- 大会等で優勝したり、喜ばしいときに、みんなで代表者を空中に投げ上げること。
- 被災者の方々へ、お悔やみや応援の気持ちを込めて贈るお金のこと。
- 多くの言葉を知り使いこなす能力のこと「〇〇力」。
- テレビやスマホなどに映る写真や絵、図形などの総称。
- 酢飯にマグロやサーモンなどの具をのせた食べ物。

応募方法

下記のすべての項目を2次元コードから、回答フォームにご入力の上ご応募ください。

さがみの水 クイズ 検索

- クイズのこたえ
- 郵便番号
- 住所
- 氏名
- 年齢
- 電話番号
- さがみの水Vol.94へのご意見・ご感想
- 今後「さがみの水」特集面で取り上げて欲しいテーマ

正解者の中から、抽選で50名さまに県営水道オリジナルマイボトル(ステンレス製)を、プレゼントいたします。当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。

応募締切 2024年6月26日(水)

ハガキでのご応募は上記のすべての項目をご記入のうえ、次のあて先へお送りください。(当日消印有効)

〒231-8588 (住所は省略できます)

県企業庁経営課管理広報グループ プレゼントコーナー係

ご記入いただいた個人情報は厳密に管理し、本事業以外に利用したり、第三者に開示・提供することはありません。

家庭でできる 災害対策

災害時に備えた飲料水の備蓄やくみ置きは、1人1日3リットル3日分が目安です。ご家庭、職場でも備蓄をしておきましょう。水道水をポリ容器などにくみ置きする場合は、次のことに注意してください。

- 密封性が高い容器を選び、中をよく洗います。
- 容器に空気が残らないよう、容器の口いっぱいまで水道水を入れ、しっかり密閉します。浄水器を通した水は塩素による消毒効果がないため、保存用には使用しないでください。
- 日の当たらない涼しい場所で保管してください。
- 保存した水は洗濯や掃除に利用するなど、4日(夏季)~10日(冬季)程度を目安に交換してください。なお、保存した水を飲用に用いるときは、必ず煮沸してから使用してください。

1人1日3リットル
3日分の水をキープ



※飲料水とは別に、お風呂などに水を溜めておくと、断水時にトイレを流すときにも利用できます。

上下水道料金クレジットカード払いの継続手続きのお願い

上下水道料金のクレジットカードでのお支払いは、令和4年10月より、ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会社)が運営する「Yahoo!(ヤフー) 公金支払い」から株式会社エフレジが運営する「F-REGI(エフレジ) 公金支払い」での取り扱いに変更となりました。

引き続きクレジットカード払いをご希望の場合は、お手数ですが、お早めに「F-REGI公金支払い」により新規申込手続きをお願いします。「F-REGI公金支払い」の申込手続きをされない場合、現在クレジットカード払いのお客さまは、令和6年8月から9月にかけて納入通知書での請求に切り替わります。(切り替えの際にはYahoo! JAPANに登録のアドレス宛にメールが送付されます。)

※「F-REGI公金支払い」による新規申込手続きをした場合、「Yahoo!公金支払い」の登録の停止手続きは必要ありません。

神奈川県営水道 クレジット

検索

漏水調査にご理解・ご協力を

県営水道では、道路内や宅地内(水道メータまで)の水道管の水漏れを発見するため、委託した民間業者の調査員による漏水調査を行っています。調査員は県営水道が発行した顔写真入りの業務委託従事者証明書を携行し、腕章を着用しています。これらの調査で費用を請求することはありません。不審な点がありましたら、お近くの水道営業所へお問い合わせください。

漏水を見つけたときは

道路など地面から水が出ているのを発見したときは、お近くの水道営業所(夜間・休日は神奈川県営水道緊急ダイヤル)までご連絡ください。

水道営業所 (平日 午前8時30分~午後5時15分)

相模原水道営業所 ☎ 042-755-1132	平塚水道営業所 ☎ 0463-73-6122
相模原南水道営業所 ☎ 042-745-1111	厚木水道営業所 ☎ 046-224-1111
津久井水道営業所 ☎ 042-784-4822	海老名水道営業所 ☎ 046-234-4111
鎌倉水道営業所 ☎ 0467-22-6200	大和水道営業所 ☎ 046-261-3256
藤沢水道営業所 ☎ 0466-27-1211	箱根水道センター ☎ 0460-82-4306
茅ヶ崎水道営業所 ☎ 0467-52-6151	

神奈川県営水道緊急ダイヤル (※夜間・休日等のみ)

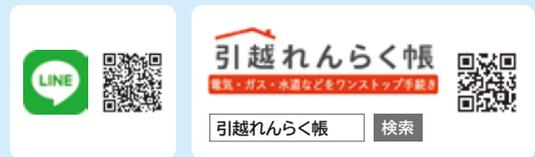
ナビダイヤル ☎ 0570-032119

受付:月~金曜日/午後5時15分~翌日午前8時30分
土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29~1/3)/午前8時30分~翌日午前8時30分

水道に関するお手続き

お引越しのお手続き

神奈川県企業庁LINE(水道の開始・休止の手続き)や、「引越れんらく帳」で24時間受け付けています。



その他水道に関するお手続き

支払い方法や各種お手続きに関することは、神奈川県営水道ホームページをご覧ください。コールセンターへお問い合わせください。

神奈川県営水道お客さまコールセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-005959

受付:月~土曜日/午前8時30分~午後7時
※日曜・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く
※月曜日や祝日明けの午前中は電話が混み合うことがあります。

FAXナビダイヤル 0570-014032

※ナビダイヤル・FAXナビダイヤルは、通話・通信料がかかります。



企業庁のホームページ
神奈川県企業庁 検索

【編集・発行】神奈川県企業庁経営課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
☎ 045-210-7215

広報紙「さがみの水」は、ポスティングでお届けするほか、水道営業所、県営水道給水区域内の市町の窓口や郵便局などにも置いてあります。

